

「国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告」の概要

平成28年9月
内閣官房内閣人事局

1 趣旨

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）第5条第6項の規定により、内閣は、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）、各省各庁の長が定める職員の職務に係る倫理に関する訓令等の制定又は改廃があったときは、国会に報告しなければならないこととされている。今般、倫理規程の改正等が行われたことから、同項の規定に基づき、国会報告を行うものである。

2 報告の概要

(1) 倫理規程の一部改正

- 国の職員が、任命権者の要請に応じて退職し、公共施設等運営権者の職員となった際の身分を倫理規程第4条第3項に規定する「職員としての身分」に含むよう、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号）に倫理規程の適用の特例を規定したもの。
- 特定個人情報保護委員会の改組に伴い、倫理規程中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める改正を行ったもの。

(2) 各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の改正

行政不服審査法及び内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行ったもの。

3 閣議

平成28年9月9日（金）